

こうが今度のこの改正案によりますと、その五百四十人というのを削るわけでございます。その理由は、現在お手元にお配りいたしております参考資料の表に「裁判官以外の裁判所の職員の定員・現在員等」という表の中にございりますように、検察審査会には五百四十一人の現在定員に対しまして、今度はそれを八百十二人に事務官を伸ばす、事務官の数をふやすというのはつまり事務官から事務官に組みかえるという予算措置がなされたわけです。これは事務官を名称の上で優遇するという趣旨になるわけでございます。ところが一方検察審査会から申しますと、事件数は少しも多くなっておりません。大体年間に二千件前後です。その意味におきまして、本来の事務官をふやすということはいかがなものであるうかと

いうことが考えられますので、この検察審査会事務官の数は、ほかの裁判所における事務官と同じように、その数

は全部裁判所がきめるという趣旨で、法律上からはその事務官の定員のワクをはずした方が、裁判所としては自由に事務官を予算の範囲内においてふやすことができるだらうという趣旨におきまして、この裁判所職員定員法の第二条を改正いたしまして、検察審査会に勤務する事務官、雇を含めて総計千四十二人、これは現在の定数そのままであるといふことによって、その内容は裁判所におまかせするのが相当である、こういう趣旨でございます。

○井伊委員 さらに聞きたいのです。が、速記官、速記官補といふものがある。そして各裁判所に置かれるといふことになつておるようですが、定員六

</

質疑はこれで終了したいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、本案に対する質疑は終局
いたしました。

○池田委員長 これより討論に入る順
序であります。別に討論のお申し出
もございませんので、直ちに採決いた
します。

本法案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立総員。よつて、本
案は原案通り可決せられました。(拍
手)お諮りいたします。ただいま可決
せられました本案に対する委員会報告
書の作成につきましては、委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、そのように決しました。
次会は公報をもつてお知らせいたし
ます。

本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午前十一時五十六分散会

法務委員会議録第四号中正誤

八段 行誤
三上りが 上正

〔参考〕
矯正医官修学資金貸与法案(内閣提
出第六七号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年三月十六日印刷

昭和三十六年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局